

○石岡市農業委員会会長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

令和5年4月1日
農業委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、石岡市農業委員会の円滑な運営を図るため、会長が農業委員会を代表して行う交際に必要な経費の支出区分、支出範囲、支出金額等及び支出の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「会長交際費」とは、会長が農業委員会行政の発展及び円滑な運営を図る上で、特に必要と認める場合に支出する経費をいう。

(支出区分等)

第3条 会長交際費の支出区分、支出範囲及び支出金額等は、別表に定めるところによる。

(支出状況の公表)

第4条 会長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の公表は、当月分を翌月15日までに石岡市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

支出区分	支出範囲			支出金額等
弔慰	農業委員又は農地利用最適化推進委員	現職	本人	香典10,000円及び生花1基
			配偶者又は一親等の親族	香典5,000円
	農業委員会会長	前職	本人	香典10,000円
	他市町村の農業委員会会長のうち、会長が特に必要と認める者	現職	本人	香典10,000円。ただし、近隣の農業委員会と均衡を図る必要がある場合は、均衡を失しない額
	農業委員会と関係する国・県・市等、各種団体の長又は議員	現職	本人	香典10,000円及び生花1基
元職			香典5,000円	
	農業委員会行政の発展に功績があったと会長が特に認める者		本人、配偶者又は一親等の親族	社会通念上妥当と認められる額
慶祝	農業行政の運営上必要な催事、式典等で会長が招待を受け出席したものに係る支出。ただし、市が補助を行っている団体等については原則として支出しない。			社会通念上妥当と認められる額
会費	農業委員会行政の運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする場合又は飲食を伴う懇親会、親睦会等への出席時の会費として支出する。			会費相当額又は社会通念上妥当と認められる額
見舞	農業委員が10日以上入院加療を要した際の見舞いに係る支出			10,000円以内
その他	上記のいずれにも属さない場合で、農業行政の運営上、会長が特に必要と認めるものに係る支出			相当額